



## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

高山村は、三方を山々に囲まれた山村であり、極めて複雑急峻な地形を有し、多くの災害危険箇所を抱えるという自然条件と、山田牧場、松川溪谷、信州高山温泉郷等の観光地の存在や、地域社会における高齢化の進行という社会条件に対応した防災対策を講ずることが求められている。

### 〈基本方針〉

#### 1 防災対策の実施

防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、村、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

##### (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (7) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることでより強固な災害対策へとつなげる。
- (8) 国や県による被害想定やその他防災に関する情報を基に、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (7) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (8) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (9) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練を実施する。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、村、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (10) 防災に関する基本的なデータを集積し、防災に関する予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

- (カ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (キ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (ク) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者との連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の被害未然防止活動を行う。
- (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を

行う。

- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
  - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
  - (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
  - (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
  - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
  - (カ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
  - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
    - (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
  - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
    - (7) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
    - (4) 物資、資材の調達計画等に基づいて、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
    - (7) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物を処理する。
    - (エ) 再度災害の防止とより快適な生活（居住）環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
    - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
    - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
  - ウ 県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を行う。

## 2 村及び関係機関等が行うべき事項

村及び関係機関等は、緊密な連携の下、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を行う。

- (1) 要配慮者や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

### 3 住民が行うべき事項

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識の下、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、平常時から災害時を念頭においた防災対策を行う。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

高山村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 消防機関

須坂市消防本部及び高山村消防団は、災害から村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、村災害対策本部の業務に従事する。

#### 3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 7 住民

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭にいた防災対策を常日ごろから講ずる。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
高山村	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。</li> <li>(3) 水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。</li> <li>(7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</li> <li>(8) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>(9) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。</li> </ul>
--	--

## 2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
須坂市消防本部 (高山分署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防力の整備に関すること。</li> <li>(2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。</li> <li>(3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li> <li>(4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。</li> <li>(5) 自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>(6) 水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(7) 高山村災害対策本部の業務に関すること。</li> </ul>
高山村消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。</li> <li>(2) 住民の避難の実施に関すること。</li> <li>(3) 消火活動及び救助救急活動の実施に関すること。</li> </ul>

## 3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (長野地域振興局、須坂建設事務所、長野保健福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議に関すること。</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。</li> <li>(3) 水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。</li> <li>(7) 村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。</li> <li>(8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。</li> <li>(9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。</li> </ul>
須坂警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>(2) 避難の指示に関すること。</li> <li>(3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。</li> <li>(4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。</li> <li>(5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。</li> </ul>

	(6) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。
--	--

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 (北信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象等の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
長野労働局 (中野労働基準監督署)	(1) 情報の収集及び調査に関すること。 (2) 事業場における二次災害の発生の防止に関すること。 (3) 被災者の救護対策に関すること。 (4) 職員の派遣に関すること。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊 (松本駐屯地)	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (村内郵便局)	災害時における郵便・窓口業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
東日本電信電話 (株)長野支店	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)NTTドコモ (長野支店)	
KDDI(株)	
ソフトバンク (株)	
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力(株) (長野営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長電バス(株)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
信越放送(株)	天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。

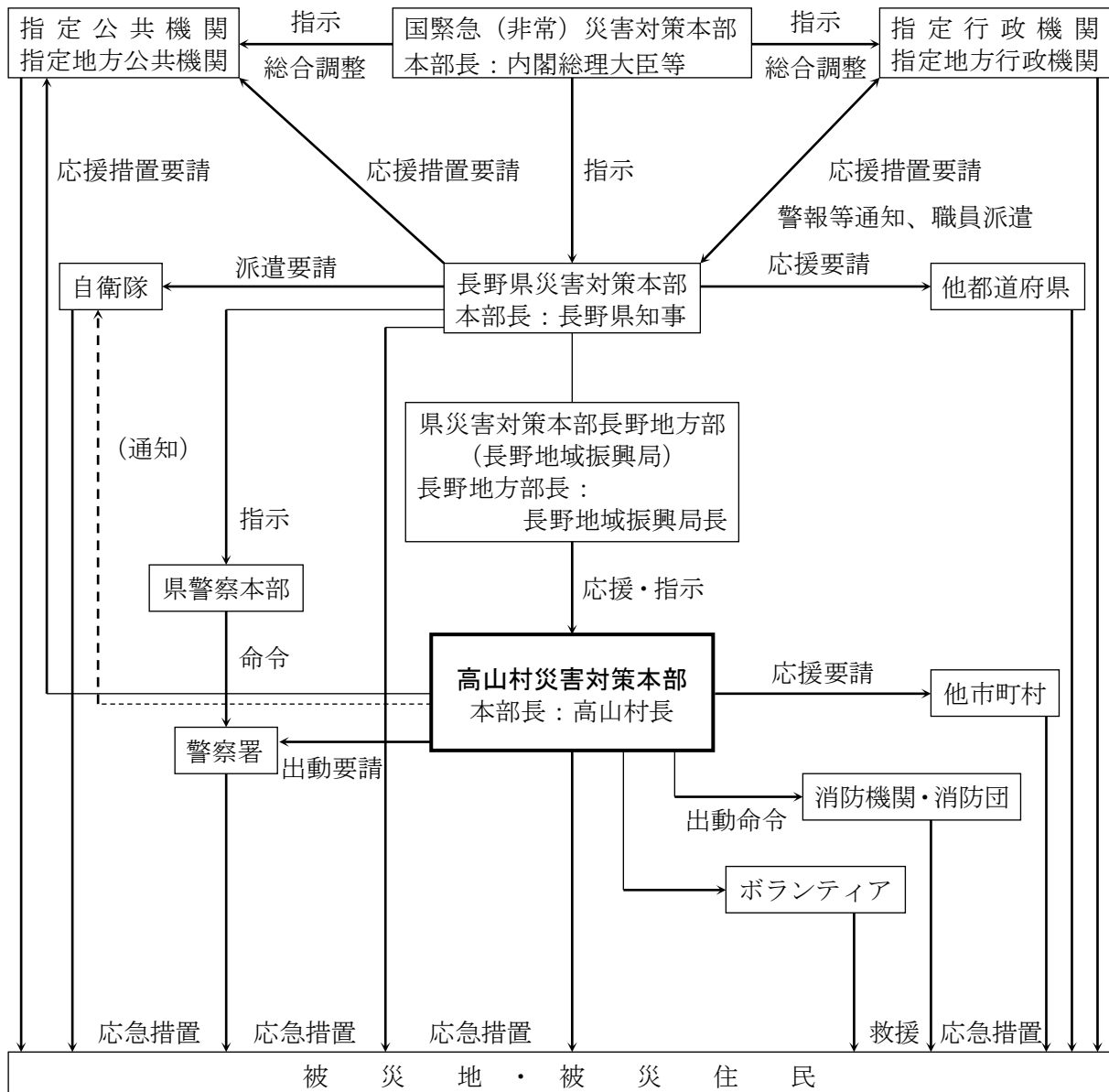
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
須高ケーブルテレビ(株)	災害情報等の広報に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)須高医師会 (一社)須高歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(一社)須高薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
高山村商工会	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
ながの農業協同組合 (高山支所)	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(社福)高山村社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
長野森林組合 (須高支所)	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

高山村区長会、高山村民生児童委員協議会、高山村自主防災会、たかやま保育園保護者会、高山小学校PTA、高山中学校PTA	(1) 村が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。
危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。

村の防災のしくみ



## 第4節 高山村の地勢と災害要因、災害記録

### 第1 自然的条件

#### 1 地 勢

高山村は、長野県の北部東端に位置し、東は破風岳、御飯岳、黒湯山、万座山、白根山及び横手山をもって群馬県と接し、南は破風岳、奈良山、明覚山をもって須坂市と接し、北は横手山、笠岳、三沢山及び雁田山をもって小布施町、中野市、山ノ内町と接している。

総面積は98.5km<sup>2</sup>、そのうち85%が山林原野であり、地形は極めて複雑急峻である。

村のほぼ中央を流れる松川は、白根山と横手山の間、池の塔から発源し、各支流を合わせて西流し、千曲川に注いでいる。これらの河川は山間地を走るため、至る所で急流河川を形成し、流域は河川の浸食作用により深い断崖をなしている。また、南部には紫称萩山に源を発する八木沢川が、千曲川に注いでいる。

この2河川により形成された、やや急傾斜の表面をもった扇状地が東西に広がっていて、集落や耕地はこの上に点在している。

#### 2 位 置

	所 在 地	北 緯	東 経	海 抜
高 山 村 役 場	上高井郡高山村大字高井4972番地	36° 40′	138° 21′	550m

#### 3 気 候

高山村の気候は、典型的な内陸性気候である。年平均気温は11.8℃と比較的冷涼で、年平均降水量は1,000mm前後である。降雪量は、集落部では40cm以上、山間部では2mを越すこともあるため、特別豪雪地帯に指定されている。春の訪れは遅く、4・5月頃には晩霜に見舞われる自然条件にある。

#### 4 自然条件にみる災害の要因

##### (1) 地震災害の可能性

本編第5節「地震被害想定」で詳述する。

##### (2) 多数の土砂災害危険箇所の存在

村内の各河川は、複雑で急峻な山間地を走っていることから、多くの土石流危険渓流（資料9-2）が存在する。

このほか、村内には、急傾斜地崩壊危険箇所（資料9-3）や地すべり危険箇所（資料9-4）等の土砂災害危険箇所も多数存在しており、集中豪雨等の際には、周辺集落等での被害が懸念される。

##### (3) 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により南方の著しく湿った空気を運び込んで高山村にも大雨を降らせることがあり、村内各河川の氾濫、崖崩れ等の災害の発生がみられるので、嚴重な警戒が必要である。

(4) 台風の進路による影響

県下に影響を及ぼす台風は、経路により、次の5つに大別することができる。

① 中央部縦断コース

県内を南北に縦断する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が予想される。村域では、各河川の増水、崖崩れ等の警戒が必要である。

② 西側北上コース

県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。村域への影響は、主として風による被害が多く発生する。

③ 東側北上コース

県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。村域は、大雨が予想され、北よりの暴風雨が吹きつり、風水害が発生する。このため各河川の増水、がけ崩れ等の警戒が必要である。

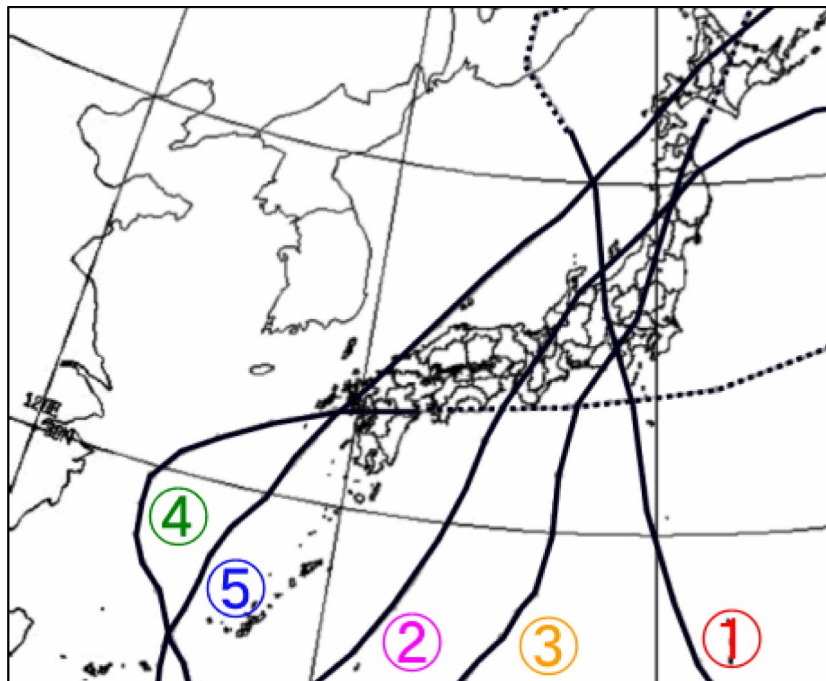
④ 南側東進コース

太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風となる。伊那谷や木曾谷、佐久地方などを中心に一様に大雨となる。

⑤ 対馬海峡から日本海中部を北東進コース

全般に雨量は少ないが、北部の山沿いで強風となり、北アルプス一帯では強い風、雨となるので注意が必要となる。

県下に影響を及ぼす台風のコース



(5) 山林火災

林野面積が広大なことから、高山村では過去にも山林火災を経験しており、今後も発生が予想される。特に、春の山菜採りの時期の火災には注意を要する。

(6) 高冷地帯

山間部では、高冷のため、農産物の低温障害及び凍霜障害等による被害が発生しやすい。また、冬期には、多雪のため除雪は大きな課題である。住民の協力により、効果的な除雪を図るべく、一層の意識高揚を促す必要がある。

## 第2 社会的条件

### 1 人口、集落

高山村の人口は、令和3年1月1日現在6,857人（住民基本台帳による。以下同じ。）で、近年は全国的傾向と同様に減少傾向にある。階層別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は、平成18年23.7%、平成23年26.3%、平成28年31.5%、令和3年34.9%と上昇する一方、0歳から14歳までの年少人口の割合は、平成18年13.9%、平成23年13.0%、平成28年12.0%、令和3年には10.6%と減少しており、少子高齢化が顕著に表われている。

世帯数については、老人保健施設の開設等により増加傾向にあり、令和3年には2,456世帯となっている。一世帯当たりの平均人員は、平成18年3.4人、平成23年3.2人、平成28年3.0人、令和3年2.9人と推移しており、さらに小家族化傾向が進んでいる。

### 2 産業及び産業構造

本村の産業構造は、農業を基幹として、サービス業、建設業、製造業等が主産業となっている。農業はりんご、ぶどう等の果樹栽培が主体である。

産業別人口をみると、第1次産業の減少率が高く、第3次産業への流出が著しくなっている。こうした状況は、昼間の人口の減少、高齢化にもつながり、防災上重要な問題となるため、村の産業の活性化が課題である。

### 3 交通

本村には、主要地方道須坂中野線をはじめとして6路線の県道が走り、これらを骨格として多くの村道がある。県道は主要な生活路線であるとともに、地域経済の基幹をなしていることから、これらの拡幅改良に併せ、未開通の箇所についての開設が必要となってきた。

村道は、主要路線である1・2級道路を主体に改良・舗装を行ってきたことから、この改良率・舗装率ともに上がっている。今後は、引き続き1・2級の主要道路の整備に併せ、その他道路の整備により村内の道路網の充実を図る。

### 4 社会的条件にみる災害の要因

#### (1) 昼間人口の減少

高齢化の進展による要配慮者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は災害を大きくする要因である。加えて、消防団員の確保難も懸念材料となる。日ごろから自主防災組織の重要性に鑑み、地域に設置した防災委員を通じ、地域住民の防火、防災意識の高揚と啓発を図る必要がある。

また、山田牧場や信州高山温泉郷等、多くの観光客が訪れる地域では、観光客に配慮した防災体制の確立も重要である。

#### (2) 危険地帯の住居

村内には孤立予想地区が8地区あるが、このうち、温泉、五色温泉、七味温泉、牧場の4

地区は、他の地区との連絡道路が1つしかないため、土砂崩れや橋の決壊等により通行不能になると、孤立化は免れない。さらには、付近に急傾斜地崩壊箇所や地すべり危険箇所等の災害危険箇所が存在するため、特に被災しやすい状態におかれている。

(3) 森林の荒廃

森林組合を中心として森林造成を行うとともに、県により治山工事が行われているが、林業家は年々減少し、担い手の高齢化も進んでいる。森林の荒廃は保水能力を低下させ、地盤を脆弱にするため、水害や土砂崩れ等の誘因となる。

### 第3 過去の主な災害記録

本村の過去の災害履歴については、資料8-1に掲げるとおりである。

## 第5節 地震被害想定

### 1 基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本村における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

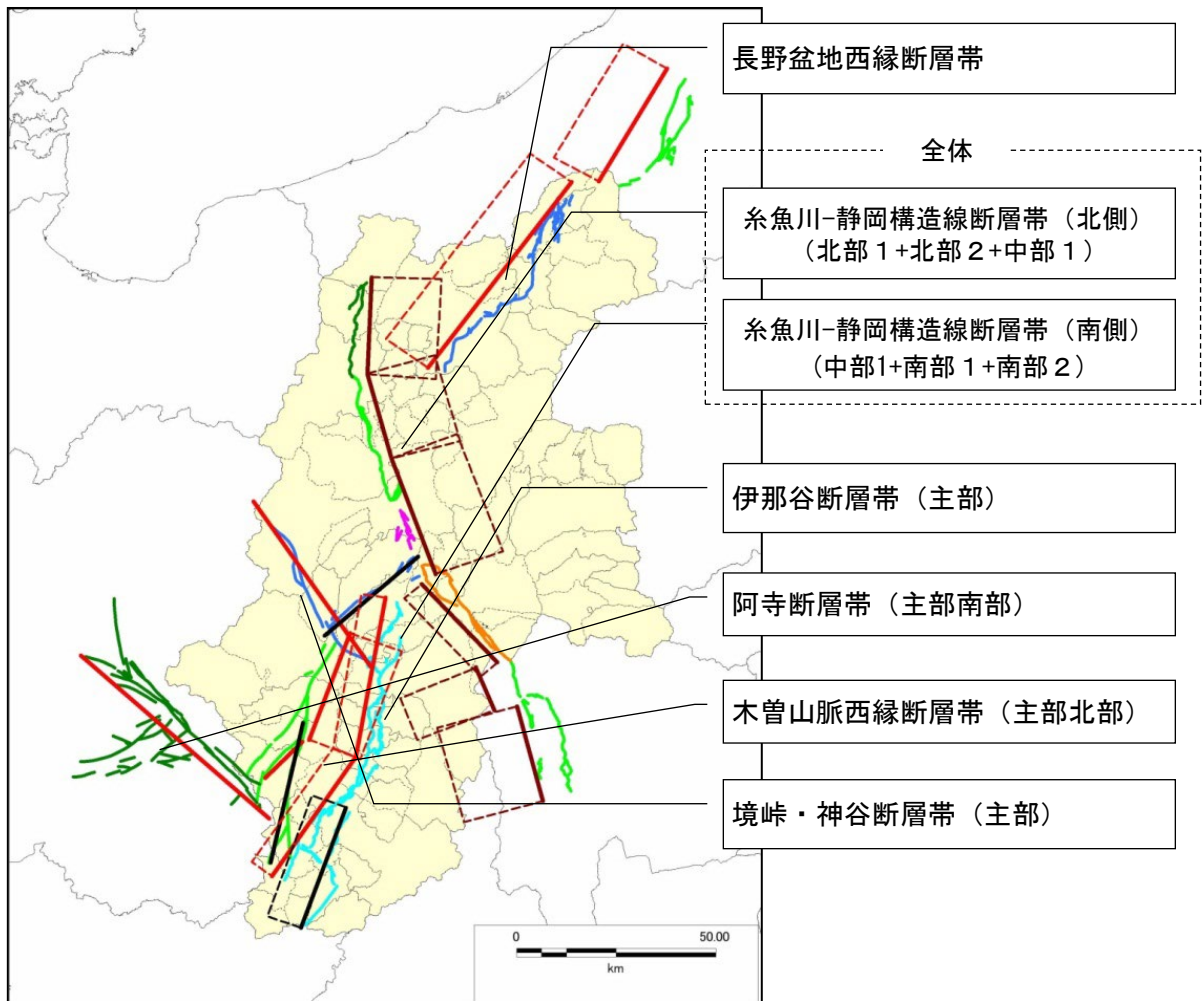
本節においては、この報告書のうち、本村に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

### 2 想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元 マグニチュード	最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯	7.8	6弱	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線（北側）	8.0	5弱	84	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線（南側）	7.9	4	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯	8.0	4	60	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）	7.8	4	79	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯（北部）	7.5	4	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯	7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震	8.0	4		
南海トラフ	9.0	5弱		



各断層モデルの位置図

この中で、本村に最も影響を及ぼすと考えられるのは、「長野盆地西縁断層帯の地震」である。このため、以下、「長野盆地西縁断層帯の地震」についての想定結果を中心に記述する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

### 3 被害想定結果

高山村の被害想定結果は、次のとおりである。

なお、想定の子節及び時間帯については、それぞれ被害が最大になるものとした。

想定地震	長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)
マグニチュード	7.8
強震動生成域	南側が大
破壊開始点	南側

#### (1) 建物被害 (冬18時・強風時)

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	80	0	*	*	0	*	80

(2) 人的被害

ア 死者・負傷者・重傷者数（冬深夜・強風時） (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	20(*)	*(*)	*(*)	0(0)	*(0)	20(*)
重傷者数	10(0)	*(*)	*(*)	0(0)	*(0)	10(0)

イ 自力脱出困難者・避難者数（冬18時・強風時） (人)

自力脱出 困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
	避難者数	うち避難 所外	避難者数	うち避難 所外	避難者数	うち避難 所外	避難者数	うち避難 所外
*(0)	20	10	280	140	150	70	40	30

ウ 避難所避難者における要配慮者数（冬18時・強風時） (人)

被災1日後	被災2日後	被災1週間後	被災1か月後
*	20	10	*

(3) ライフライン被害（被災直後）

上水道	下水道	都市ガス	電力
断水人口（人）	支障人数（人）	配給停止戸数（戸）	停電軒数（軒）
4,200	4,380		1,520

(4) 物資不足量（1日後／冬18時・強風時）

食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
3,810	2,490	340

※1 「\*」は「わずか」を示す。

※2 人的被害は観光客を考慮した場合を示す。( )は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※3 各数値は一の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。